

～二宮町こども医療費助成制度のご案内～

(令和 7 年 4 月 1 日～)

対 象

町内にお住いで0歳から18歳に到達する年度の末日(3月31日)までにある方

※ただし、次の方は対象になりません。

- ①健康保険に加入していない方
- ②生活保護を受けている方
- ③児童福祉施設等(母子寮を除く)に入所している方
- ④重度障害者医療費助成の対象者
- ⑤ひとり親家庭等医療費助成の対象者
- ⑥その他の公費負担制度を受けている方

(自己負担額がある場合は、この制度の対象になることもあります。**医療機関では両方の医療証を提示してください。**)

助 成

入院・通院費用の**自己負担額**(保険適用分)が**無償**となります。保険適用外のものや、入院時食事療養標準負担額等は**助成対象外**です。

また、おこさまが学校・保育所等で負傷し、災害共済給付が適用される場合も、医療費の自己負担額は助成対象外となりますので、医療機関でこども医療証を使用しないでください。

診 療 の 受 け 方

①神奈川県内で病院にかかった場合

こども医療証を医療機関窓口におこさまの既発行済みの健康保険証やマイナ保険証、資格確認書と一緒に提示してください。

②神奈川県外で病院にかかった場合・こども医療証を忘れた場合など

県外の場合はこども医療証を使用できませんが、払い戻しでの給付(償還払い)が可能です。医療機関等の窓口では既発行済みの健康保険証やマイナ保険証、資格確認書のみを使用し、いったん窓口で自己負担額をお支払ください。後日、町こども支援課窓口で申請いただければ**償還**手続きをいたします。なお、申請期限は受診月の1年後の同月までとなりますのでお早めに申請してください。

【申請時に必要なもの】

- ・おこさまの加入する健康保険がわかるもの
- ・こども医療証
- ・領収書(医療機関の押印のあるもの)
- ・保護者(申請者)の預金通帳など振込口座がわかるもの
- ・給付決定通知など(既発行済みの健康保険証やマイナ保険証、資格確認書なしで医療を受診した場合)

- ③ 神奈川県外の国保組合にご加入の方や こども医療証を取り扱わない医療機関での受診
上記②と同様に、償還払いが可能です。 いったん窓口で自己負担額をお支払ください。
後日、町こども支援課窓口で申請いただければ償還手続きをいたします。
※全国建設工事業国保組合及び全国土木建築国保組合を除く。

こども医療証の有効期限

0歳～18歳に到達する年度の末日(3月31日)まで

※長期間使用するものとなりますので、大切に请使用ください。

※汚れ・破損・亡失等した場合は、おこさまとの関係のわかる身分証明証(運転免許証、加入する健康保険がわかるものなど)をご持参のうえ、町こども支援課窓口までお越しください。随時再発行いたします。

そ の 他

次の場合は、こども支援課窓口で手続きをしてください。

- ①住所が変わったとき
- ②加入する健康保険が変わったとき
- ③こども医療証を紛失、汚損したとき
- ④世帯状況が変わったとき

※手続きの際には、おこさまとの関係のわかる身分証明証(運転免許証、加入する健康保険がわかるものなど)、おこさまの加入する健康保険がわかるものをお持ちください。

問い合わせ先

二宮町役場

こども・健康部 こども支援課 こども支援班(役場地下1階)

Tel 0463(71)5862(直通)